

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

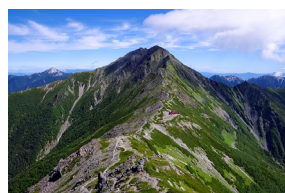
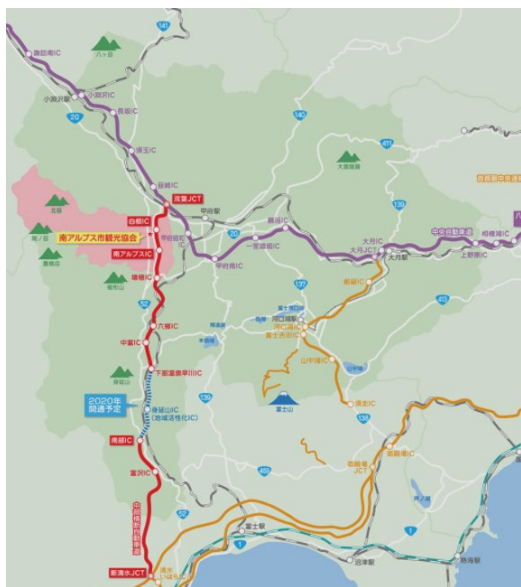
(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

南アルプス市（以下、「本市」という）は、平成15年4月1日に八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町の4町2村で合併し誕生している。本市は、山梨県の西側、南アルプス山麓に位置する自然に囲まれた地域であり、総面積264.09km²で、山梨県の面積の約5.9%を占めている。

南アルプスの主峰北岳を頂点とした東西に細長い形で、冬は寒さが厳しく、夏は気温が高い盆地特有の内陸性気候である。古くから富士川で舟運が行われ信州へ至る交通の要所として栄え、今でも個性的な地場産業や伝統文化が息づいているのが特徴である。又、果樹栽培が盛んに営まれて春から秋にかけてフルーツが実る果樹園は、この地方を代表する景色となっている。

その様な背景から本市の観光は、「さくらんぼ狩り」・「桃・すもも・ぶどう狩り」等の果物観光と日本第2位・第3位の高峰である北岳・間ノ岳等を中心とした山岳観光を主体に展開している。平成26年、南アルプスが「ユネスコエコパーク」に登録され注目を集め、令和3年には中部横断自動車道の増穂～清水JCT間の全線開通が予定されている。現在、市内には中部横断自動車道南アルプスICと白根ICの2ヶ所が設置稼働している。また、中央自動車道甲府南ICへのアクセス道路として新山梨環状道路（南部区間）も整備開通したことから、首都圏、東海圏へのアクセス環境が整備され、観光客の誘客や取引先の拡大など地域経済への波及効果が期待される。



第二位の高峰
「北岳」



夜叉神から望む
「白根三山」



サクランボ
全国でいち早い収穫を迎える



出荷量日本一「すもも」
「貴陽」世界一の重さ認定

②想定される地域の災害リスク

(洪水：地域防災計画)

本市の各河川は、高峻な山岳から短い流路延長を流下するため、平均河床勾配は比較的急勾配で、しかも脆弱な御坂層を流化するため、出水の都度多量の土石を伴って流れ、下流緩流部に堆積し、甲

西地区・若草地区内において典型的な天井川を形成する。市之瀬川、滝沢川は天井川として広く知られている。

芦安地区は、地区の約 97%が森林原野であり、その全域が傾斜度 15° 以上で、30° を超える急傾斜地が 84.5%を占めている。このような地形や地質により、御勅使川、野呂川流域を中心として土石流発生危険区域や急傾斜地危険区域等の災害危険指定区域が全域にわたっており、集中豪雨、局地的豪雨による危険地域が各所に散在している。過去にも台風により陸の孤島と化したこともある。

また、甲西地区は、河川が数多くあり、豊富な水に恵まれているが、天井川が数多く存在することから、井路縁川が堰野川・秋山川の下をくぐり坪川に流入、長沢川が旧利根川の下をくぐり、五明川が坪川の下をくぐり横川に流入、横川が滝沢川の下をくぐるという特異なケースの川が多い。また、下流に天井川を形成しているため、大雨が降ると、しばしば浸水、冠水等の水害を被ってきた。また、御勅使川扇状地に位置する中央部及び東部地域は、大規模地震発生時には液状化の危険が極めて高いと予想される。

このような自然的条件にあるため、集中豪雨や台風来襲時にはしばしば水害に見舞われてきた。

近年における水害として記録に新しいものとしては、昭和 34 年 8 月 14 日の台風 7 号と同年 9 月 26 日～27 日の台風 15 号（伊勢湾台風）であり、明治 40 年の大水害以来の大きな災厄をもたらした。

市内には、釜無川、御勅使川、滝沢川をはじめとする多くの河川が流れ、過去において幾度となく水害に見舞われてきたが、近年では、砂防ダムの建設や河川の改修により氾濫の危険性はかなり減少している。

今後も、洪水などの災害から守り、住民が安心して生活できるようにするため、小規模河川や水路の改修整備を進めるとともに、横川、五明川、井路縁川のひ門など及び一級河川等の改修並びに富士川引堤工事の促進を施設管理者に働きかけていく。

（土砂災害：南アルプス市地域防災計画）

市内に 106 の土砂災害警戒区域（うち、96 の土砂災害特別警戒区域）が指定された。土砂災害警戒区域は、土石流、急傾斜地の崩壊又は地すべりが発生するおそれがある区域をいい、土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域をいう。

市は、土砂災害から住民の生命及び身体を守るため、これら土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制を確立する。

（地震：南アルプス市地域防災計画）

被害をもたらした大地震としては、安政元年（1854 年）の大地震と大正 12 年（1923 年）の関東大震災及び平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震が挙げられる。

安政大地震（マグニチュード 8.4）は、東海道沖を震源地として発生し、関東大震災（マグニチュード 7.9）は、相模湾沖を震源地として発生し、山梨県内でも相当な被害を受け、本市においても家屋の損壊及び土地・道路等に大きな割れ目があった。また、東北地方太平洋沖地震（マグニチュード 9.0）は、東日本太平洋沖を震源地として発生したが、幸い県内では、大きな被害はなかった。

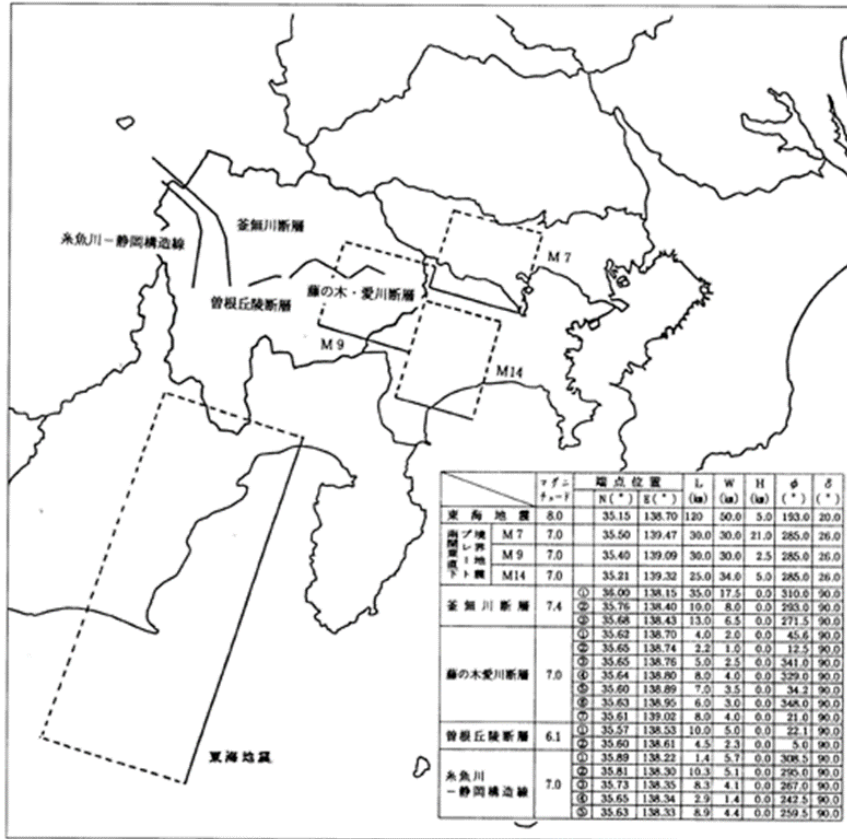
山梨県に被害を及ぼす地震としては、次の 3 種類の地震が想定される。

- ① 東海・東南海・南海連動型地震
- ② 南関東直下プレート境界地震
- ③ 山梨県内及び県境に存在する活断層による地震

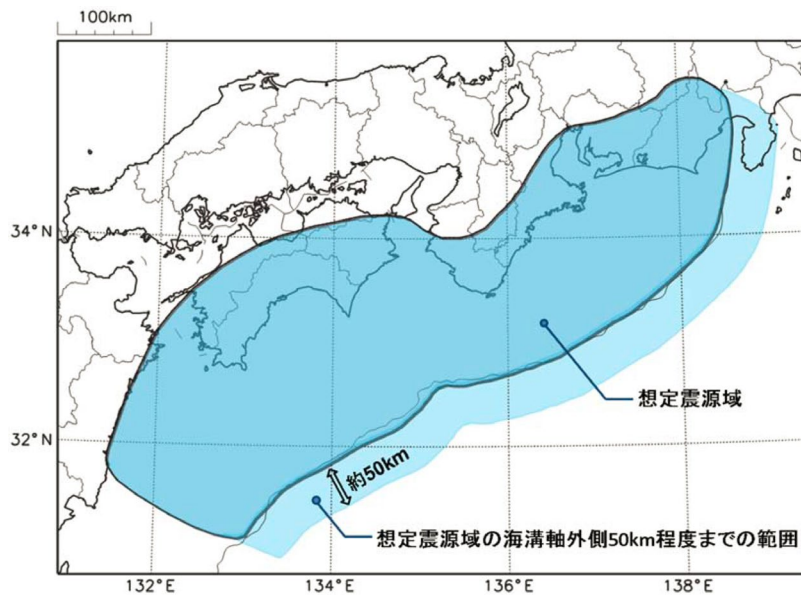
平成 23 年 12 月 27 日、東北地方太平洋沖地震を契機に設立された中央防災会議の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が中間取りまとめを行った中で、今後発生する可能性のある南海トラフの最大クラスの地震・津波の想定がなされ、マグニチュード 9.0 との暫定値が発表された。この地震が発生した場合、本市では震度 6 強が想定されている。

想定地震の位置

(※東海地震は平成8年3月時点)



南海トラフ地震に係る想定震源域等



(感染症)

新型コロナウイルス・新型インフルエンザ等は、今までに流行していない感染症でかかりやすく、かかったときに重症化するおそれがある。世界的に急速にまん延し、企業活動に大きな影響を与えると予想されているため、発生時には国家の危機管理として対応することになっており、南アルプス市でも、市民の生命及び健康を保護し、市民生活や経済に与える影響を最小にするために対策を行っている。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商 工 業 者 数 2, 3 8 4 人 (令和3年2月1日現在)
- ・ 小規模事業者数 2, 1 0 1 人 (令和3年2月1日現在)

【地区別内訳】

支部	地区	商工業者数	小規模事業者数	備考
八田	八 田	2 7 5	2 4 0	最大規模降雨による浸水想定区域
白根	巨 摩	1 0 5	1 0 0	
	倉 庫 町	1 2 2	1 1 0	
	百 田	1 2 8	1 2 2	
	今諏訪・西野	1 1 9	9 4	最大規模降雨による浸水想定区域
	源・飯丘	1 1 4	1 0 5	
芦安	芦 安	2 5	2 4	土砂災害特別警戒区域
若草	三 恵	1 2 2	1 0 9	
	藤 田	1 4 6	1 3 4	最大規模降雨による浸水想定区域
	鏡 中 条	1 0 9	1 0 2	
櫛形	小笠原南	1 4 0	1 2 7	一部地域に土砂災害警戒区域
	小笠原中	1 0 8	9 9	
	小笠原北	7 0	6 1	
	櫛 形 北	1 2 6	1 1 5	一部地域に土砂災害警戒区域
	櫛 形 豊	1 5 8	1 3 8	
甲西	五 明	1 4 6	1 0 9	
	大 井	1 1 2	9 4	
	南 湖	1 8 6	1 5 1	最大規模降雨による浸水想定区域
	落 合	7 3	6 7	一部地域に土砂災害警戒区域
合 計		2, 3 8 4	2, 1 0 1	

【業種別内訳】

業種大分類	商工業者数	小規模事業者数	備考
農 業 ・ 林 業	5 4	5 4	市内全域に分布
漁 業	1	1	市内全域に分布
鉱業・採石業・砂利採取業	6	4	市内全域に分布
建 設 業	6 1 6	5 9 8	市内全域に分布
製 造 業	3 0 3	2 3 3	市内全域に分布
電気・ガス・熱供給・水道業	3	2	市内全域に分布
情 報 通 信 業	1 6	1 1	市内全域に分布
運 輸 業 ・ 郵 便 業	7 2	5 1	市内全域に分布
卸 売 業 ・ 小 売 業	4 6 0	3 7 4	市内全域に分布
金 融 業 ・ 保 険 業	1 3	7	市内全域に分布
不動産業・物品賃貸業	6 1	5 2	市内全域に分布
学術研究・専門・技術サービス業	8 7	8 2	市内全域に分布
宿泊業・飲食サービス業	2 1 6	2 0 4	市内全域に分布
生活関連サービス業・娯楽業	2 0 6	1 9 7	市内全域に分布
教育・学習支援業	3 3	2 8	市内全域に分布
医 療 ・ 福 祉	7 7	6 8	市内全域に分布
複 合 サ ー ビ ス 事 業	4	2	市内全域に分布
サ ー ビ ス 業	1 5 6	1 3 3	市内全域に分布
合 計	2, 3 8 4	2, 1 0 1	

(3) これまでの取組

①南アルプス市の取組み

(a) 地域防災計画の策定

山梨県では、平成 21 年の土砂災害警戒体制の整備並びに土砂災害警戒情報の発信に関する事項の追加、被災者生活再建支援制度の改訂のため、同年に山梨県地域防災計画の改定をはじめとし、平成 27 年策定の「山梨県強靱化計画」の基本目標を踏まえ、防災対策の推進が図られている。

これを受け、南アルプス市防災会議では、風水害に係る水防計画及び体制の見直し並びに土砂災害への対応、組織変更への対応、物資機材の備蓄数量や協定の締結等を反映し、平成 23 年 3 月の東日本大震災以来、同震災の教訓を反映、及び「山梨県地域防災計画」との整合を図るため、毎年、「南アルプス市地域防災計画」の見直しを実施しており、直近の改訂は令和 2 年 11 月に行なった。

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき南アルプス市防災会議が策定する計画であり、南アルプス市の地域に関する災害対策に関し、南アルプス市、県及び関係機関、公共的団体がその有する全機能を有効に発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

(b) 第 2 次南アルプス市総合計画による防災・減災に関する施策の推進

第 2 次南アルプス市総合計画では、「自然と文化が調和した幸せ創造都市・南アルプス」を将来像

に設定し、まちづくりに取り組んでいる。大規模災害への備えに関しては、計画に盛り込まれている5つのまちづくりの基本方針の1つである、「安全でみどり豊かな人がつながるまちの形成」では、「地域が中心となり、自主防災活動が活発におこなわれるよう、防災リーダーの講習会など人材育成・確保の取り組みを継続するとともに、災害や防災に関する広聴・広報活動により市民への防災意識の浸透を図り、防災訓練の実施にあたっては、市民の安否確認及び避難状況の確認など、自主防災組織が責任と権限をもって実施しなくてはならない実効性のある内容を盛り込み、地域の危機管理能力を強化する」とし、防災に取り組むまちづくりを推進している。

(c) 総合防災訓練の実施

毎年の防災週間の日曜日に、住民参加型の防災訓練を実施している。直下型地震を想定した火災、水害、土砂災害、停電、断水などの複合型の災害を想定し、避難広報訓練、市民避難訓練、避難所開設運営訓練、応急救護所開設運営訓練等での情報収集訓練などを行っている。市、消防、警察署、自治会連合会などが参加している。

(d) 防災に関する情報提供

災害が起きたとき、またその後の生活に役立つ知恵や技について掲載した「防災パンフレット」を平成28年に発行し全戸配布している。各防災情報については、広報のほか、市のホームページにおいて情報提供に取り組んでいる。

(e) 防災備蓄品

南アルプス市地域防災計画に基づき備蓄品計画を定めており、備蓄品目については、食料や毛布、簡易トイレに加え、粉ミルク、哺乳瓶、生理用品、トイレットペーパー等の生活必需品を備蓄。なお、食物アレルギーを有する者への対応も考慮している。

また、本市と流通業者間で締結した協定に基づき、災害時に必要な物資を調達可能としている。

②当会の取組

(a) 事業者BCPに関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解していただくため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子や新たに防災・減災に取り組む管内小規模事業者への専門家派遣（ハンズオン支援）について会合や会報等を通じて、当会役員・会員を中心に防災知識の普及啓発・周知を行ってきた。

また、巡回訪問時に小規模事業者に対して、関係資料の配布・周知も行ってきたのをはじめ、当会の情報発信ツールである当会ホームページや会報において、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を行ってきた。

(b) 事業者BCP策定セミナーの受講促進

これまで、当会主催での小規模事業者向けのBCP策定セミナーを実施したことはなく、関係機関や損害保険会社等が主催する危機管理やBCP策定の必要性に関するセミナーに関して、管内の小規模事業者への周知等を行っている。

(c) 損害保険への加入促進

全国商工会連合会では、「中小企業PL保険制度」、「ビジネス総合保険制度」、「全国商工会情報漏えい保険」、「業務災害補償プラン」、「商工会の休業補償制度」について各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進を行っている。また小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として、山梨県商工会連合会等と連携した普及・加入促進を行っている。

(d) 防災備蓄品

携帯ラジオ、懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、簡易テント、拡声器、笛、軍手、車載スマホ充電器、コンロ、工具類、スコップ、ポリバケツ、タオル、ライター、ゴミ袋等をそれぞれ備蓄している。

II 課題

・災害時の情報提供や情報収集は、市をはじめとする各関係機関との連携が不可欠であるが、現状では、緊急時における具体的な連携体制が整備されていない。

・事業者BCPを策定済の小規模事業者であっても、BCPの実践訓練まで実施しているものは少ないと思われる。

・小規模事業者にとっては、利益の確保や経営の安定といった事柄が、災害時の事業継続よりも優先すべきものとなっており、事業者BCPの策定まで手が回っておらず、それほどの必要性も感じていないと思われる。

III 目標

南アルプス市地域防災計画に基づき、発生し得る大規模自然災害等に備えた中小企業等に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、市、商工会が一つになって取組むこととし、特に、管内小規模事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための次の取組を行う。

また、大規模自然災害の対応と併せ、令和2年はじめから全世界を震撼させ、大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症に係る経験を活かし、感染症対策についても対策と発生時に対する拡大防止措置が速やかに行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

1. 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化

災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

2. 被害の把握・報告ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当市、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

3. リスクファイナンスを活用したBCP対策の啓発

災害・感染等による被害発生時においても、いち早く経営活動の再開が図られるよう、共済・保険制度の活用についての啓発活動を展開する。啓発活動においては、山梨県商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」を活用する。

4. 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

2021年(令和3年)4月1日 ～ 2026年(令和8年)3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会と市による役割分担と体制を協議し、連携する中で以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

・商工会職員等による巡回および窓口支援にて、管内ハザードマップ等を使用し、企業所在地において想定される災害状況と、それによる経営継続に対するリスクをイメージさせ、企業が事前に行うべき取り組み、有効な対策について説明する。

・当会広報誌「アルピー通信：年10回発行／市内全世帯に新聞折込み」や市広報誌、ホームページ等を活用し、国の施策やリスク回避対策を掲載すると共に、既に先駆者的にBCPに取り組む管内小規模事業者の事例（取組む動機／苦労／メリット／さらなる課題）を紹介し、未実施小規模事業者の取組みへの第一歩を波及促進する。

・南アルプス市は平成16年4月に6町村が合併した広域エリアであり、災害時での状況把握と迅速な支援活動を実施するためには、管内で活動する諸団体との連携が必要不可欠である。各種災害と被害レベルを想定し、人命救済と経営活動維持を行うべく、業種・業態の垣根を越えた支援体制の確立のため、全事業者を対象に災害時レスキュー活動への参加意向調査を実施する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和4年3月までに作成

③関係団体等との連携

・行政と商工会で構成するワーキング会議に各団体（警察署／消防署／消防団／医療関係者／電気水道企業／重機保有企業／ドローン保有者／食品取扱企業／アプリ開発企業／保険会社等）を招聘し、災害時における支援体制の連携強化を図り、災害時における支援行動マニュアルを作成する。

④フォローアップ

・管内小規模事業者に対し、事業者BCP等の取組み状況を把握すべく、アンケート調査を適宜実施する。これにより得た情報（進捗状況／進まない理由／課題）をもとに、商工会職員と専門家が連携し伴走型個別支援を実施する。また商工会の内部組織である業界団体連絡協議会（管内で活動する各組合を組織化）と連携させたセミナーを実施し、小規模事業者の計画作成を加速化させる。

・通常業務（窓口および巡回）、さらに前述複数アンケート調査にて得た情報をもとに、行政と商工会で構成するワーキング会議に有識者・専門家を招聘し、管内小規模事業者および地域住民が必要とする支援メニュー・実施体制を協議し、災害時における支援行動マニュアルの改善を行う。

⑤当該計画に係る訓練の実施

・災害種類（地震・水害・雪害・感染症等）と被害レベル、さらに災害発生時期（季節と時間）を想定し、防災の日（9月上旬）において、地域全体で災害時行動マニュアルの機能性を検証する。

⑥その他の取組

情報提供：災害アプリによる各エリア避難場所／ライフライン復旧状況／医療体制等
情報入手：ドローン飛行による各エリア被災状況をリアルタイムに確認
備蓄確認：水・食料・防寒器具・衛生物資などの数量／消費期限／保管状況／使用方法
AED（自動体外式除細動器）は、公共施設内に設置
ライフライン復旧：
除雪および停電などに対応する支援企業及び重機保有企業への協力要請系統の確認

〈2. 発災後の対策〉

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

①応急対策の実施可否の確認

・発災後、2時間以内にメール、SNS等を活用し、商工会、南アルプス市産業観光課それぞれが、できるだけ次の項目について確認を行う。

（安否確認の際の収集情報）

- (1) 本人・家族の被災状況
- (2) 近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況
- (3) 出勤できる状態かどうか
（できるだけ情報を集めることとする）

・感染症流行や、インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、南アルプス市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

- ・当会と南アルプス市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・方針決定は2者間で協議し、応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

【被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）】

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	○地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ○地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	○地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握
ほぼ被害はない	○目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【情報共有の頻度】

- ・本計画により、当会と南アルプス市は以下の間隔で被害情報等を共有する

発災後 ～ 1週間	1日に2回程度共有する
2週間 ～ 3週間	1日に1回程度共有する
4週間 ～ 2ヶ月	3日に1回程度共有する
2ヶ月以降	1週間に1回程度共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

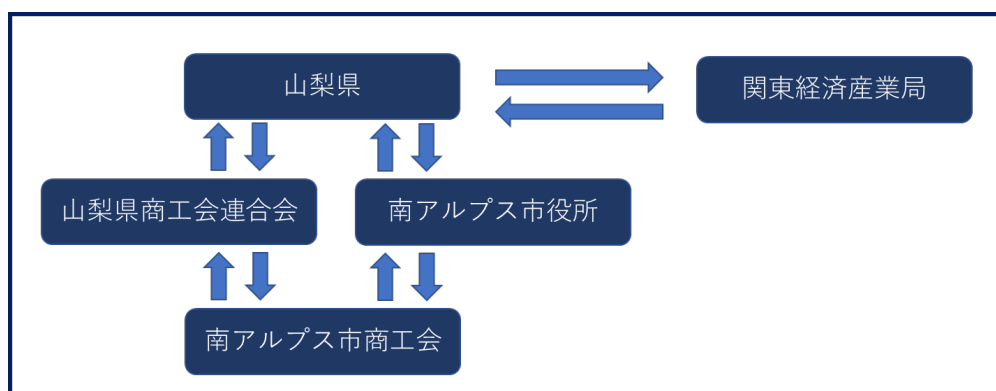
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）については、「商工会災害システム」を活用し、収集把握する項目は次の通りとする。

【商工会災害システム把握・入力項目】

項目	内容
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
地区名	被害を受けた企業・事業所の地区
人的被害状況	・経営者 ・家族 ・従業員 (軽傷、重傷、行方不明、死亡)
物的被害状況	・店舗工場（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ・社長自宅（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等） ・商品 ・機械 ・器具備品 ・車両
被害額（円）	・被害状況の確認方法、被害額の算定方法については、あらかじめ確認しておく
写真	被害を受けた状況
備考	企業の業種、必要な物資、要望事項等

- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。
- ・当会と当市が共有した情報を、山梨県の指定する方法にて当会又は当市より山梨県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を山梨県の指定する方法にて当会又は当市より山梨県へ報告する。

【被害状況の報告体制】



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

①相談窓口の開設

当会は、南アルプス市と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。

感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の情報提供や支援が行える相談窓口の開設等を行う。

②被害状況の確認

発災後の時間経過とともに、必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象に携帯電話・メール
		大まかな被害の確認調査 (職員 参集可否・居住地周辺 被害状況)	役職員や被災区域の事業者を中心として 携帯電話等による聞き取り
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住宅被害・店舗被害)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	
3	発災3日後 ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

③被災事業者施策の周知

応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市等の施策)について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により地区内小規模事業者等へ周知する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

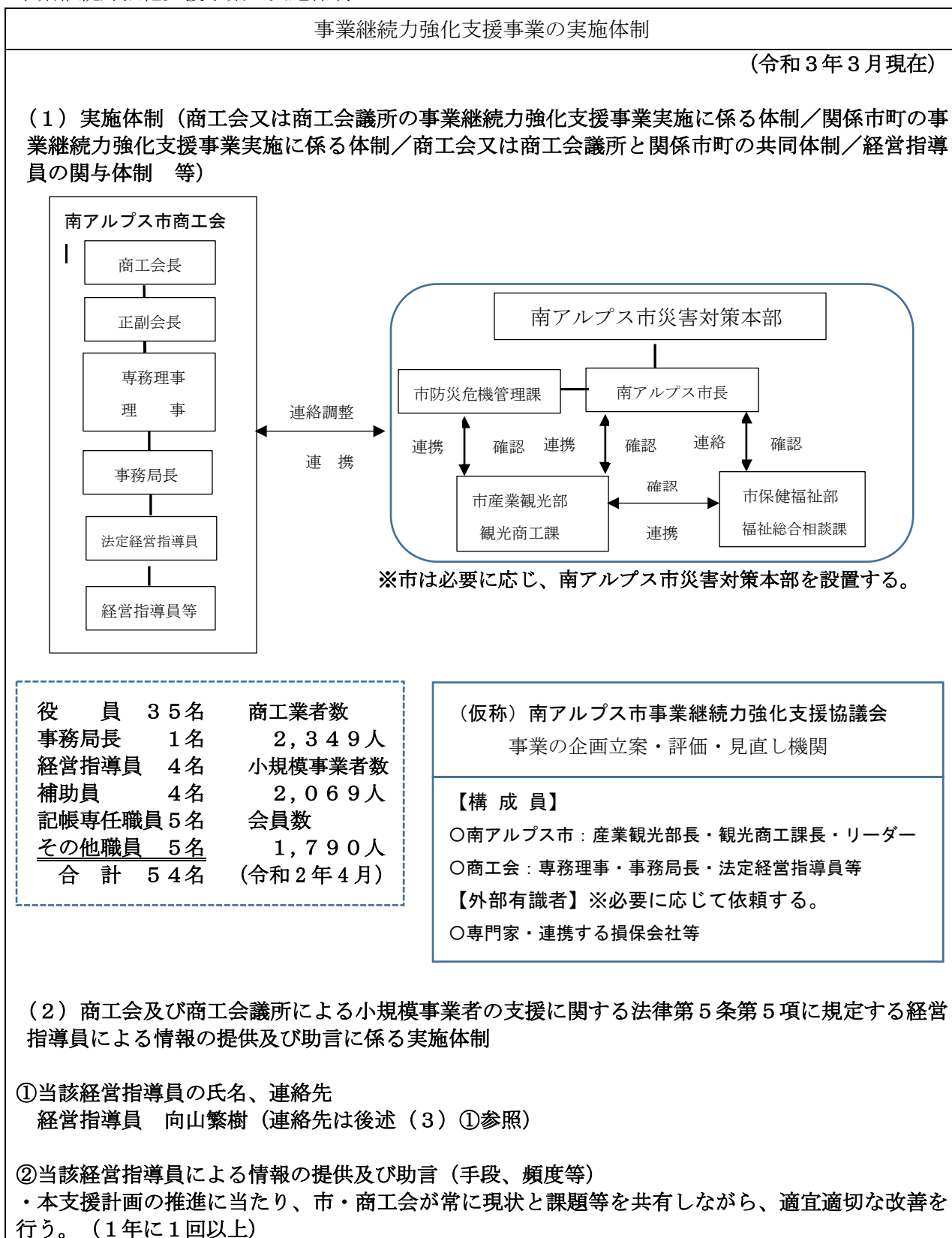
- ・ 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



- ・法定経営指導員、及び経営指導員は、山梨県商工会連合会等が開催する研修会に参加し、支援ノウハウの習得や支援事例の収集等を図る。
- ・必要に応じて、中小企業診断士等の専門家や損害保険会社と調整を図りながら、一般職員も含めた職員研修会を開催（年1回程度）し、幅広い情報の提供と具体的な支援方法等についてアドバイスを行う。
- ・年1回、（仮称）南アルプス市事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等を協議する。

（3）商工会・関係市町連絡先

①商工会

南アルプス市商工会

〒400-0337 山梨県南アルプス市寺部971番地

TEL:055-280-3730 FAX:055-280-3731

e-mail:m-alps@shokokai-yamanashi.or.jp

②関係市町

南アルプス市役所 産業観光部 観光商工課

〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376番地

TEL 055-282-7261（直通） / FAX 055-282-6279

e-mail:kanko@city.minami-alps.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	850	700	850	700	700
啓発パンフレット作成配布	300	150	300	150	150
啓発セミナー開催	150	150	150	150	150
BCP作成支援	300	300	300	300	300
環境整備費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
市町村補助金／商工会事業引当金繰入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>①山梨県商工会連合会 会長 中村 己喜雄 〒400-0035 山梨県甲府市飯田2丁目2-1 中小企業会館3階</p> <p>②山梨県火災協同組合 組合長 中村 己喜雄 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-37</p> <p>③東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役 広瀬 伸一 〒400-0032 山梨県甲府市中央1丁目12-28 甲府東京海上日動ビルディング</p> <p>④あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役 鈴木久仁 〒400-0031 山梨県甲府市丸の内3丁目20-5 あいおいニッセイ同和損保甲府ビル3階</p>
連携して実施する事業の内容
<p>①業務上の巡回相談時や窓口相談時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。</p> <p>②山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険(株)及びあいおいニッセイ同和損害保険(株)にリスク管理の専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等も行う。</p> <p>③その他BCP・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>①、②、③とも、専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え、事前に必要と考えられる保険の加入確認。また、有事の際を見据えた準備の再確認等、対応に備える各種支援機会を提供していく。</p> <p>具体例として、自然災害・感染症リスクに係る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工会会員事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供 ・商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供 ・災害・労務リスク対策セミナー、個別相談会の共同開催及び講師派遣 ・災害・労務リスク対策ツールの提供等 <p>また、有事の際には、迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。</p>

連携体制図等

